

---

◎議案第 77 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第 1、議案第 77 号 松崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第 77 号 松崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当より説明申し上げます。

（総務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7 番（高柳孝博君） 勤務を規定する法律が変わって、それに従って作られているそうですが、前に聞いたとき、ちょっと名前が良いと思うんですが、勤勉手当と言われたわけですが、勤勉手当の位置づけってというのはどのような、この中に入っているような・・・別途、設けて入れたものなのか、その辺り。

○総務課長（山本稲一君） 会計年度任用職員の取扱いにつきましては、期末手当は一般の職員の率を用いて計算しますが、勤勉手当については支給するっていう定めはございません、期末手当だけです。

○7 番（高柳孝博君） どういうときに支給されるか。どういう場合にどなたに支給されるのか。

○総務課長（山本稲一君） 会計年度任用職員で、6 ヶ月以上の任期が定められて雇用されている職員には、期末手当が支給されますけれども、例えば、3 ヶ月仕事をしてくださいっていつ雇用された方には、支給はされないといった考え方といたしますか、そういったことで理解していただければと思います。

○7 番（高柳孝博君） その短期の方は、いわゆるボーナスとしてやらないけれど、短い方に・・・そこを救済するために勤勉手当として出す。そういうイメージで良いですかね。

○総務課長（山本稲一君） 勤勉手当は、会計年度任用職員に出ませんので、期末手当だけ支給されます。支給される対象になるのは、今申し上げました 6 ヶ月以上の雇用をされている方に

期末手当が支給をされます。3ヶ月の方には、期末手当も勤勉手当も支給されませんが、普通の日額報酬ですとか、通勤手当だとか、出張旅費については、短期の職員についても支給はされます。

○7番（高柳孝博君） 勤勉手当というものは、どういう種別もので支給されるかっていうことでお尋ねしているわけです。どういうときに勤勉手当を・・今、言うと、会計年度の中でやるのは分かっています。この条例でやるのは分かっているんだけど、この中に勤勉手当というのは出てこないから、どういうときに・・、名前は良いんですから、勤勉した人なんかどんどんやっていいと思うんですけど、どういうときに・・だから、名前からいって、一生懸命勉強したから、あなたに出しますよっていうことなのか、そういうことを聞いています。

○総務課長（山本稲一君） 期末手当、勤勉手当は一般職・・我々に支給はされておりますけれども、期末手当というのは、生活給的な性格を有するものになります。それから一方で、勤勉手当・・こちらにつきましては、こちら生活給の一部になりますけれども、支給額の算定に当たりまして、その在職期間のですね、勤務成績を考慮して、支給しなさいといったことになっております。

○1番（田中道源君） このたびの条例改正に伴いまして、現状発生しているサービス残業等のことについて、影響というのはあるんでしょうか。わかる範囲で教えてください。

○総務課長（山本稲一君） 職員の時間外手当とは、分けて考えていただきたいと思います。今、実際、臨時で雇用されている方の雇用の仕方が変わってくるといったことになります。

○1番（田中道源君） ちょうど最近のニュースなどに出ております・・残業代を支払ってなかったことが発覚してなんてこともあったりしますので、こういう法律条例が変わったことによって、そういったことのないように対応しているのかなというのを確認したくて、質問させていただきました。一応、別々だということで、これに関しては、それを特に心配しなくて良いよという認識で大丈夫ですかね。

○総務課長（山本稲一君） 臨時職員の雇用の制度が変わって、会計年度任用職員制度というのがスタートして、臨時職員の位置づけを明確にしましょうという制度がスタートしますので、職員の時間外、勤務等につきましても、しっかりと管理をしていきたいなというふうに考えています。

○2番（鈴木茂孝君） パートタイムの方というのは、今まで期末手当というのが出ていましたか。

- 総務課長（山本稲一君） 条件、勤務期間等によりますけれど、今までも支給の方はされておりました。
- 2番（鈴木茂孝君） それから、休職者の給与ということですが、一般の方が休職した場合と、この方たちが休職した場合というのは同じ扱いになりますか。
- 総務課長（山本稲一君） 一般の職員の場合は、休職してもある程度の期間は給与の方が支給されますけれども、会計年度任用職員につきましては、休職をすると、その時点で給与の方は支給されないといった制度となっております。
- 2番（鈴木茂孝君） 今、働いている方と、新たに多分、フルタイムかパートタイムという契約をすると思うんですが、そのスケジュールというのはどんな感じになっていますでしょうか。
- 総務課長（山本稲一君） ちょっと、タイトなスケジュールになりますけれども、今月の末に、今働いている臨時・パートさんに説明会をしまして、これから規則ですとか法律がいろいろ改正されていますので、うちの町の条例で引用している部分があったりしますので、それらの改正を3月までに進めて、4月からスタートしていくというようなことになりますけれども、ちょっとあの、非常にスケジュールの方が詰まったスケジュールとなっております。
- 2番（鈴木茂孝君） 今、フルタイムで働いている方が、来年度、もし、これになりましたらパートタイムになっちゃったよということがないように、なるべく同じような形で、継続してやっていただければなというふうに思いますのでお願いいたします。それについていかがでしょうか。
- 総務課長（山本稲一君） 法律の趣旨からすると、そういう方の位置づけをしっかりとしないよということですから、その辺はしっかりと、働いている方が不利にならないように考えて対応していきますけれども、果たして、そこの部署にフルタイムの職員が必要なのかといったところの精査をしながら進めていきたいと思います。
- 6番（渡辺文彦君） 今、課長がフルタイムの職員が必要かどうかをもう一回精査してみたいな話があったわけですが、現状として、今の町の臨時職員の雇用の形態として、パートタイム、フルタイムどういう使い分けをされているのか、まず確認したいんですが、現状、今、どの位の方・・・対象になっている方がおられるのか、その辺をちょっと。
- 総務課長（山本稲一君） 現在、フルタイムの臨時さん、それから時間での臨時さん合わせまして40名弱おります。この中でも、雲見のクリンピア等へ行っている方はフルタイムで仕事を

してもらっておりますけれども、例えば、児童館ですとか、介護保険の認定調査ですとか、そういったところは一日勤務していただくなくても回っていくものですから、時間で、パートタイムというようなことの雇用となっております。

○6番（渡辺文彦君） 直接この議案と関係ないことになるけど、基本的にフルタイムに関しては1級2級があるわけだけでも、この辺に対してね、その相当の技術とか、なんとかに対しては、その判断は当然、町長がされるってことですよね。その辺確認したいんですけど。

○総務課長（山本稲一君） 当然、任命権者は町長になりますので、最終的には町長の判断ということになりますけれども、今、我々考えているのは、おそらく2級に該当する職員がいないといったことで考えております。

○6番（渡辺文彦君） この制度を来年、春から運用しなければならないわけけれども、財政上の負担に対して今後改正されることによって、どの位、金額的な変化が起きるのか確認したいんですけど。

○総務課長（山本稲一君） 今、予算編成中ですので、正確な数字というのは出ていないんですけど、予想ですけど、1千万円から2千万円ほど人件費の方が増額になるのかなあと、いったところで考えております。

○6番（渡辺文彦君） どうしても分からないところがあって、ちょっとお尋ねしたいんですけど、議案資料1のところの、パートタイムのところがあるわけですけど、16条から17条の説明のところでは基準月額というのが書かれています。これの説明が議案の中の5ページかな、4のところには基準月額とはって書いてあるんですけど、この意味がよく分からないので、この基準月額の出し方を説明していただきたいんですけど。

○総務課長（山本稲一君） 基準月額というのは、職員の給与表がありますけれど、その給与表の月額を基にそれを割って、時間額を算出するということになります。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第77号 松崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---